

第 1 回固定資産評価審査委員会議事調書	
会 議 事 項	1 委員長・合議体・審査長について (1) 委員長の選出 (2) 委員長職務代理者の指名 (3) 合議体の指定等 2 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について 3 固定資産評価審査申出の状況について 4 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について 5 その他
会 議 場 所	瀬戸市役所東庁舎 4 階大会議室
会 議 日 時	令和 8 年 8 月 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時まで
会 議 要 領	別紙のとおり
上記のとおり会議を行った。 令和 8 年 8 月 5 日 委員長 伊藤 昌幸 委員長職務代理者 竹本 弘司 委員 鈴木 洋子 委員 市野 眞知子 委員 浅田 正巳 委員 林 敏彦 書 記 白木 秀典	

会議冒頭、事務局から今年度事務局職員の異動内容の報告が行われた。

また、瀧本友子委員が勇退され、林敏彦委員が就任した報告も行われた。

前委員長の任期が8月4日で満了しており、現在委員長が空席のため、議題1(1)まで事務局が、議題1(2)以降は、議題1(1)で決定した委員長が議事を進行させた。

議題1 委員長の選出及び職務代理者の指定について

(1) 委員長の選出について

委員長選任方法等に関する説明が事務局から「資料1-1」により行われ、他委員から推薦のあった伊藤昌幸委員を本日8月5日から翌年8月4日まで委員長に選任することが全会一致で決定した。

(2) 委員長職務代理者の指名について

委員長職務代理者の選任方法等に関する説明が事務局から行われ、伊藤昌幸委員長が竹本弘司委員を本日8月5日から翌年8月4日まで委員長職務代理者に指名した。

(3) 合議体の指定等について

合議体、審査長、審査長代理についての説明が事務局から行われ、事務局作成の素案に基づき委員6人が協議し、合議体を以下のとおり構成することに決定した。

第1合議体（家屋）

浅田正巳審査長 伊藤昌幸審査長代理 林敏彦委員

第2合議体（土地）

鈴木洋子審査長 竹本弘司審査長代理 市野真知子委員

また、合議体の運営について、これまでと同様、原則として一方の合議体の3委員が審査する場合、他方の合議体の3委員はオブザーバーとして参加することです承された。

議題2 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について

瀬戸市固定資産評価委員である総務部長から、評価庁（税務課）職員が紹介され、評価庁（税務課）固定資産税担当主幹から、「資料2」により説明を受けた。

主な質疑内容は、次のとおり。

委 員 築年数を経ているのに税額が下がらない質問に対してどのような説明をしていますか。

評価庁 同じ家を現在、建てるとするのとどのくらいかかるかということを基に評価す

ることになっています。

物価などの状況を基に国から示される指数のようなものがあり、その数値が高い場合は、年数経過による減価を上回り、評価が高くなり、税額が据え置かれ、下がらないこととなります。

委 員 そのような説明で納得されますか。

評価庁 計算式を示して説明するので、大丈夫です。

委 員 納税通知書の課税明細書を紛失したら、再発行できますか。

評価庁 納税通知書の再発行はできません。

ただし、名寄帳の発行申請をすれば、課税明細書の内容が網羅されていますので法務局での手続きは可能です。

議題3 固定資産評価審査申出の状況について

事務局から「資料3」に基づき以下のとおり報告がなされた。

固定資産評価審査申出期間は、地方税法第432条の規定により、「価格を固定資産課税台帳に登録し、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで」と定められている。今年度の公示日は、令和8年4月1日(水)で、納税通知書は4月10日付けの4月10日(金)発送であったため、郵便が到達する日を最大7日として、概ね3か月後の令和8年7月17日(金)まで審査申出期間とした。

今年度の申し出はなかった。

委員からの質問は特になかった。

議題4 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について

事務局から「資料4-1・2」により根拠条例及び市長へ提出する報告書の案が提示され、説明がなされた。

委員審議の結果、事務局作成の報告書案どおり提出することを決定した。

委員からの質問は特になかった。

議題5 その他

事務局から事務連絡があった。

以上